

## 神栖町 A・Bトラック地区モニタリング孔の調査結果等について

平成17年4月18日(月)  
 環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室  
 TEL 03(3581)3351  
 室長 北窓 隆子(内線6340)  
 室長補佐 馬場 康弘(内線6341)  
 環境専門調査員 高野 岳(内線6334)

茨城県  
 TEL 029(301)1111  
 生活環境部環境対策課長 横田 正雄  
 課長補佐(技術総括)：大部 好廣(内線2962)  
 保健福祉部生活衛生課長 細谷 佳史  
 課長補佐：藤咲 和弘(内線3428)  
 " 保健予防課長 緒方 剛  
 健康危機管理対策室長：大森 一孝(内線3211)

神栖町生活環境部環境課  
 TEL 0299(90)1111  
 課長 大槻 孝雄(内線140)  
 地下水汚染対策室長 野口 正信(内線146)

先のA・Bトラック地区の外縁に設置した17カ所のモニタリング孔の地下水調査において、B地区の南西端の1孔から0.0015mg/ℓから0.0027mg/ℓのジフェニルアルシン酸が検出されたことが判明したので、今後の対応と併せ、お知らせします。

## 記

## 1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

## (1) 調査対象範囲

A・Bトラック地区の外縁に設置した17カ所のモニタリング孔

## (2) 調査結果等

- ・採水日：平成17年3月1日
- ・採水件数：17件
- ・不検出：16件
- ・検出：1件(M-3孔)(図参照)

検出値(ヒ素換算値) 深さ10m：0.0015mg/ℓ

深さ20m：0.0027mg/ℓ

深さ30m：0.0026mg/ℓ

(検出下限値は、0.001mg/ℓ)

## 2 今後の対応について

「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)等に基づき、以下の対応を講ずる。

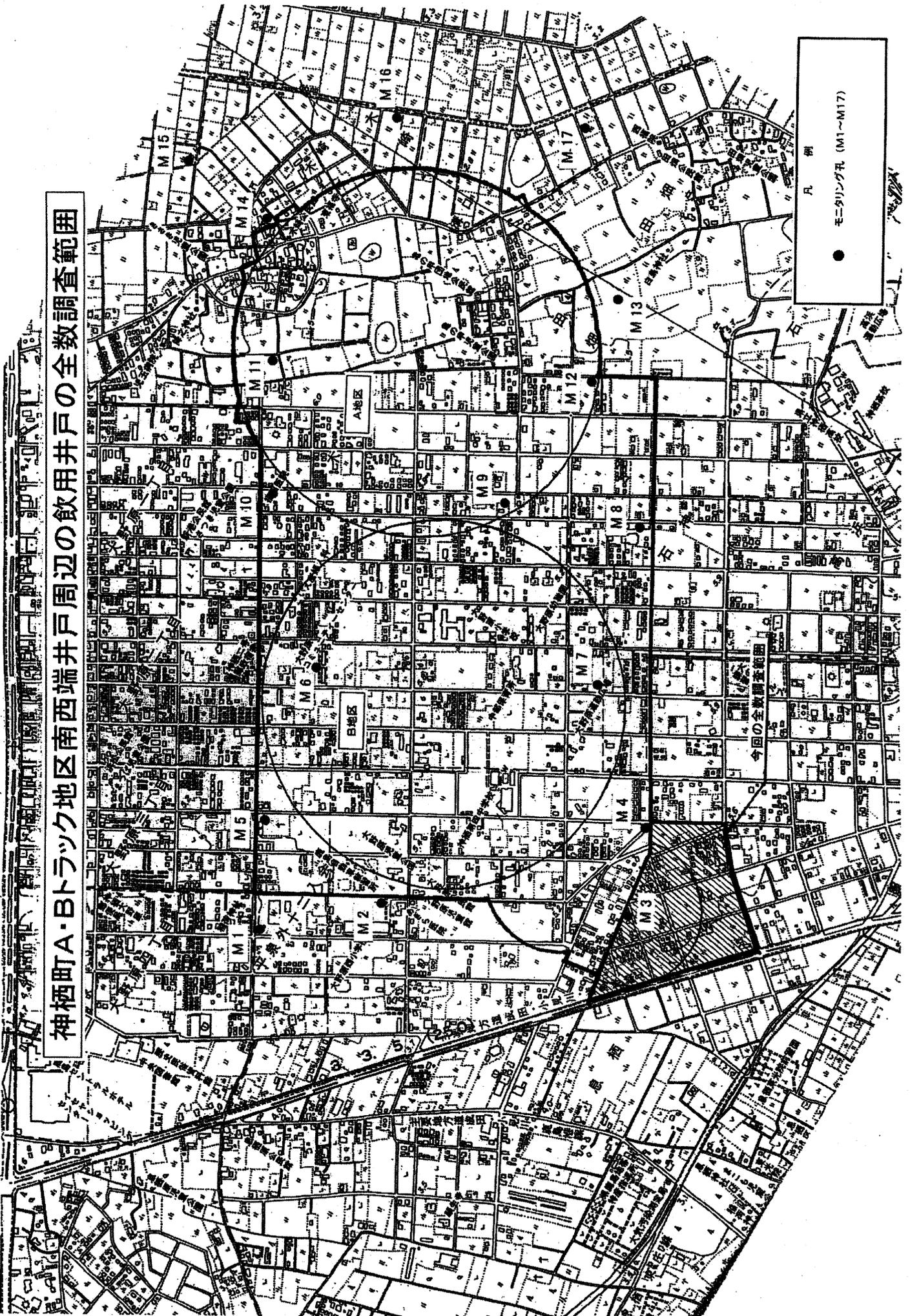
### (1) 当面の対応

- ・ A・Bトラック地区外のM-3孔から概ね半径200メートル圏内(図参照)のジフェニルアルシン酸未検査の全ての飲用井戸の調査
- ・ A・Bトラック地区外のM-3孔から概ね半径200メートル圏内(図参照)の井戸水の飲用等の自粛指導
- ・ 仮設給水所の設置

### (2) その後の対応

- ・ 2の(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定(国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定)。
- ・ 2の(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、当該地域周辺で新たなモニタリング孔を設定し(国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定)、継続的なモニタリングを実施する。

神栖町A・Bブロック地区南西端井戸周辺の飲用井戸の全数調査範囲



凡例  
● モニタリング孔 (M1~M17)

(平成16年7月5日 第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会決定事項)

茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング  
及び飲用井戸水の安全確保について

環 境 省  
茨 城 県  
神 栖 町

1. 地下水汚染範囲のモニタリング

これまでの調査の結果から、地下水、井戸水がジフェニルアルシン酸に汚染されているおそれがあるのは、おおむねA地区、B地区を中心とするいわゆるABトラック内に限られていると考えられる。

このため、この範囲内における井戸水の飲用の自粛等について住民に要請を行っているところ。

今後、環境省は、茨城県及び神栖町と協力して、ABトラック内の汚染の状況、地下水位等のデータをもとに汚染の状況を把握・予測しつつ、ABトラックの外周17カ所に設置したモニタリング孔(別紙)において、季節ごとに地下水中のジフェニルアルシン酸、地下水位及び地下水の流向・流速等を測定し、地下水の汚染範囲がABトラックの外に拡大していないことを監視する。

2. ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合の対応

データ予測から汚染の拡大のおそれがある場合やモニタリング孔の地下水から汚染が発見された場合など、ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合には、以下の対応をとることとする。

1) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

まず、広めの範囲で抜き取り調査を行った上で、その結果を踏まえて井戸水が汚染されている可能性のある範囲を絞り込むこととし、具体的な手順は下記のとおり。

#### 抜き取り調査の範囲の決定

新たに発見された汚染地点の周辺の井戸水について、専門家の意見を踏まえて抜き取り調査を行う範囲、調査井戸を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

#### 井戸水調査の実施

で決定された範囲内の調査対象井戸について、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う（まず総ヒ素を分析し、総ヒ素が検出されたもののみジフェニルアルシン酸の分析を行う。）。

#### 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

### 2）井戸水が汚染されている可能性のある範囲内の飲用井戸水の全数調査

1） によって確定された井戸水汚染範囲内の飲用井戸について、全数調査を実施（2の1）と同様に、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う）。

### 3）新たなモニタリング範囲の設定

2）の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、該当地域周辺で新たなモニタリング井戸を設定し（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定）継続的なモニタリングを実施する。